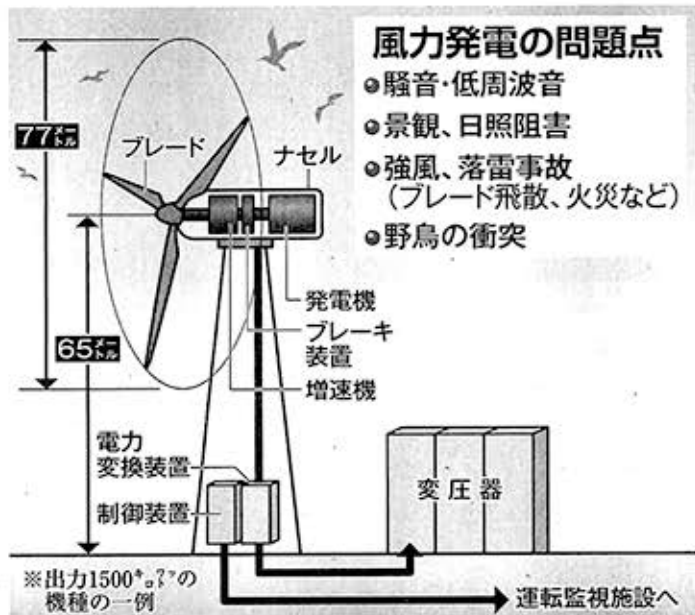




全国で設置進む

環境省が策定へ

風車は風が吹いていると真夜中でも稼働し、ブレード(羽根)の風切り音や歯車などの機械音が発生する。いつ騒音がやむかわからないため、苦痛が増す傾向がある。

環境省が2010年に発表した調査では、全国の風力発電施設389カ所のうち64カ所(16%)で騒音、低周波音(100ヘルツ以下)に対する「苦情・要望」が出ていた。同省は風車騒音について①車、鉄

全国で設置が進む風力発電について、環境省は施設周辺の住民から騒音に対する「苦情・要望」が出ているとして、本年度末をめどに、風車騒音のガイドラインの策定作業を進めている。(編集委員 中尾吉清)

64カ所で「苦情・要望」

道などの交通騒音よりもアノイアンス(わずらわしさ)を感じやすい②家の中でも聞こえやすい③の特徴を確認した。

①の理由として「風車騒音は自然界にはない一定の周波数の機械音のため、よりアノイアンスを感じさせやすい」としている。

②の理由としては「低周波音の割合が多い」と指摘する。低周波音は壁などで防ぐことが難しく、室内に侵入しやすい特徴があり、人に圧迫感や振動感や不快感を与えることもありとされている。

こうした特徴から、環境基準(住宅地で昼間55デシベル以下、夜間45デシベル以下)

低周波 人に不快感

を下回っても、風車騒音は睡眠に悪影響を与える可能性が指摘された。そこで、環境省の有識者検討会が「風車騒音を評価する目安」として、「『残留騒音』に5デシベルを加算した値」に収まるよう設定する、とした。残留騒音とは救急車の通過など一過性の騒音を除外した、その地域の日常的な騒音のことだ。

この「目安」を軸に、本年度末に風車騒音のガイドラインを策定する。新増設の風車が対象となる。住宅から一定距離以内の設置を禁止する規制は見送られた。同省は「環境アセスメントの段階で計画を人念に評価することで、住宅の近くを避けるなどの効果が期待できる」(水・大気環境局)としている。

被害の住民、研究者「規制案は不十分」

環境省のガイドライン策定に対し、風力発電施設による健康被害を訴える住民や研究者らは「不十分な規制案」と反発している。

静岡県東伊豆町熱川地区。2007年12月に10基の風車が設置された直後から、周辺住民120人のうち約90人が、「うるさくて眠れない」「耳鳴りがする」「頭が痛い」「血圧が上がった」「身体が震える」などと訴えた。

未解明な部分も多いが、海外では医学者が「風車症候群」「風車病」などと呼び、風車が停止すると改善すると報告している。

これに対し、環境省はアノイアンスや不眠の可能性を指摘しながらも、健康被害との因果関係には否定的。原因の究明を先送りする一方で、



静岡県東伊豆町熱川地区に並ぶ風車。「うるさくて眠れない」などと被害を訴える住民が相次いだ(東伊豆町議の山田直志さん提供)

「重要な再生エネルギー」と風力発電を推進する姿勢は鮮明だ。風力発電問題を研究する三重県伊賀市の歯科医、武田恵世さん(58)は

「眠れないだけでも救済すべき健康被害。毎晩の不眠は多くの疾病につながる」と述べ、住民の訴えを「苦情」と表現する環境省の姿勢を批判している。

新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)によると、風力発電の風車は2015年3月末現在、全国に2034基あり、北海道は最多の289基。全国の発電量は294万キロワットに達している。道内は日本海側に立地が集中し、多数の風車による複合的な影響も懸念されている。

今年9月に札幌市内で開かれたシンポジウムでは、道内の物理学者が「道内でも健康被害が起きている」と発表し、注目された。

関係業界でつくる日本風力発電協会や環境省は、固定価格買取制度などの支援を受け、今後15年間で2100万〜3400万キロワットの増大を見込んでいる。

騒音による健康被害を研究する北海道大学大学院工学研究院の松井利仁教授(環境衛生学)の話

「風車病」は公害病であり、たとえ被害者が少数でも許されない。低周波音が問題なのに、環境省のガイドライン案は被害防止策として不十分だ。騒音を1基ずつ測定・分析し、低周波音成分が多くて害を及ぼす風車は停止、撤去などのペナルティーを課すべきだ。そうすると、事業者は低周波音の少ない機種を選んだり、家の近くに建てないなどと慎重になるだろう。